

○岩佐委員長 次に、継続審査となっている送付8-7、新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情の審査をいたします。

お手元に陳情書の写しをお配りいたしましたので、ご確認ください。陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情について、執行機関から情報提供がありましたらお願いいたします。

○吉田総務課長 それでは、本陳情に関する区の考え方を述べさせていただければと思います。

まず、前提といたしまして、職員個人の思想、良心の自由や表現の自由にも配慮する必要がありますので、職員が真に購読の意思がある場合に職員自身が政党機関紙を購読することまでを制限するものではないと考えているところでございます。一方で、勧誘等に関して、社会通念上相当と認められる範囲内を逸脱した手段により当該要求の実現を図る行為があった場合には、不当要求行為の記録に関する取扱要綱に基づきまして、複数の職員で毅然とした態度で対応するとともに、不当要求行為記録表への記録、上長への報告、また、その記録も保管するものと定められているところでございます。加えて、仮に職員が勤務時間中に集金等への対応を行った場合、地方公務員法に基づく公務員の職務専念義務違反に抵触する可能性がないわけではないものとも認識しております。そのため、口座振替による支払いなどを行うことが適当であるだろうと考えているところでございます。この件につきましては、区の内部会議ですけれども、5月14日、庶務担当課長会にて、特に幹部職員に改めてこの点を周知徹底させていただいたところでございます。

加えて、本区では、千代田区役所庁中取締規則で、物品の販売等の行為をしようとする者は、あらかじめ庁中取締責任者の許可を受けなければならないとされています。また、同規則では、禁止行為として、威勢を示し、または不安を覚えさせる行為をすること、立入りを禁止した区域に立ち入ること、職員に面会、署名等を強要すること、金銭、物品等の寄附等を強要し、また、押売をすることなどを定めております。仮に庁中取締責任者の許可を得ずに政党機関紙の販売行為等を行った場合や禁止行為を行った場合には、本規則により、庁内の立入り、もしくは使用を禁止し、または、庁内から退去を命ずることができるとされています。

本区の場合、これまで申し上げてきた現行の規定によって、制度的枠組みは既に存在しているものと認識しており、これら制度を適切な運用徹底により、陳情の内容にある対応は可能であるものと現時点では認識しているものであります。

以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

今のご報告に対して、何か意見等ございますか。

○永田委員 前回の質疑で、こういった政党機関紙の購読は基本的に私はやめるべきだという中で、個人の自由もありながら、実際に答弁の中で就業時間内に集金行為があったということも、前年度なんで、担当者がもう替わってしまっているんですけど、そういった実態も聞いていますが、庁内でアンケートとか、そういったものというのは、この件について何かしたんでしょうか。その結果というか、実態というんですかね。それで、個人の自由で振込だったらいいというのもありながらも、やっぱり断りづらいというんですかね、

非常に圧力が、精神的圧力がかかっているということも、ほかの自治体の実態としても出てきているので、その辺、やっぱり個人任せにせずに、もう少し強く購読行為をやめるように動いてほしいんですが、いかがでしょうか。

○吉田総務課長 まず、こういった実態があるかどうかのアンケートにつきましては、実際は取ってございません。千代田区入札不正行為等再発防止検討会の報告書にまとめているとおり、このときに取ったアンケートの中で記載があったということで、こういう状況はあるだろうと認識しているところでございます。なので、現時点で、再度、本件についてアンケートを取るということは、検討していない状況でございます。

また、先ほど申し上げた不当要求行為の記録に関する取扱要綱に基づいて対応していただくことが前提になるかと思えますけれども、そういった、何というんでしょう、心理的圧力があって、なかなか相談とかができないというようなケースもあるかと思えますので、その場合には、総務課のほうにご相談いただいて、受け止めさせていただければなと考えているところでございます。

○永田委員 庁内の方針は一応分かりましたが、新宿区であったり港区というのは、プレスリリースしたんでしょうかね、そういった厳しい態度というか、行政としての態度を発信していると思うんですが、そういったことがこういった行為の抑止につながるとは思いますが、プレスリリースについてはどのようにお考えですか。

○吉田総務課長 現時点において、プレスリリースをすることについては考えてございません。これまで説明したとおり、現行の規定により、制度的な枠組みはできていると考えているところです。この制度の適切な運用を徹底していくことがまずは重要なと考えておりますので、この辺をしっかりと徹底することで、本件については対応していきたいと現時点では考えているところでございます。

○永田委員 適切な運用を徹底していくということで分かりましたが、それをもって、陳情者にお返しするだけでいいのかどうか、私は不十分だと思うんです。実態として、まだ勧誘も含めて、購読実態そのものも把握していない状態で適切な運用といっても、それが実行されているというのも定かではない状態で、非常に曖昧だと思うんですね。そうすると、やはり広く区の立場を発信するべきだというのは、私は必要だと思うし、それを、そういった内容も含めて陳情者にお返しするべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

○吉田総務課長 すみません。繰り返しの答弁となってしまって申し訳ないんですけども、現時点では、現行規定のところを徹底していきたいと考えているところでございます。で、これから先ですけども、現行規定の適切な運用徹底を前提にしながらも、議員等との対応に関する職員の行動基準を検討している段階にもありますので、そういった中も含めて、今後、どういう対応が望ましいのかというところは整理していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○岩佐委員長 暫時休憩します。

午前10時49分休憩

午前10時57分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。

総務課長。

○吉田総務課長 現状ですけども、不当要求に当たるような勧誘行為というものが現時点

では確認できていないかなと思っております。今後も、こういう行為がないかどうか、実態はきちんと把握していければと思っております。また、職員が個人で購読している政党機関紙ほか、新聞等につきましては、やはり自宅のほうに届けてもらうような形がよろしいのかなということもございますので、そういった点につきましては、再度、職員間で周知のほうをさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○岩佐委員長 よろしいですか。

何か補足はございますか。大丈夫ですか。

政策経営部長。

○村木政策経営部長 ただいま総務課長のほうからご説明させていただきましたが、この問題、いろいろと、例えば思想・良心の自由だとか、そういった問題とも絡みますので、我々としては慎重な対応が必要かなと考えていますけど、ただ、こういった行為が強制される、購入とか、そういったものが強制されるということは、これもまた個人の思想・良心とか、そういったものの侵害行為になってしまいますので、そのところは極めて微妙な判断なものになるかなと思います。ただ、我々といたしましては、これも先ほど来申し上げましたとおり、現状の庁中取締とか、職員の職務専念義務違反ですとか、あるいは不当要求行為の要綱ですとか、そういったものをきちんと運用していく中で、こういった事例に対しては適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 はい。よろしいですかね。

それでは、本件のこの陳情に関しての取扱いなんですけれども、一定程度、皆さんからご意見とご指摘を頂きましたので、ちょっとまとめさせていただきますね。

審査の中では、やはり職員への購読勧誘や集金などの実態が多少見えてきたところでございます。その中で、規則が十分機能していなかったんじゃないかとか、勤務時間中の集金・勧誘の是非に対しまして、本日ご答弁いただきました。現行の制度をより徹底すること、それから、また、庁内の中での周知をしっかりとさせていただくことをご報告いただきましたので、引き続き、実態把握の継続、そして再発防止に努めていくことを求めまして、今回のこの陳情は終了したいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、送付8-7の審査を終了し、日程1、陳情審査を終了いたします。